

第1章 総 則

(目的)

本校は、日本の大学や専門学校等の高等教育機関での勉学を目指す、日本語を母語としない人を受け入れ、日本社会での生活に必要な基礎的な日本語力及び自ら学ぶ力を養成するとともに、高等教育機関等での学びに必要な高度な日本語力を提供することを目的とする。

さらに、教育を通して、各生徒が日本の社会や文化への理解を深め、相互理解を促進することを重視する。これにより、いろいろな文化背景を持つ人々が共に生きる社会の実現に寄与することを目指す。

(名称)

第2条 本校は、H L A (エイチエルエイ) 日本語学校という。

(位置)

第3条 本校は、広島県東広島市西条町御薊宇 6428 番地 1 に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本校のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第1部 第2部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数
第1部	進学2年コース	2年	300人	15クラス
第2部	進学1年6か月 コース	1年6月	200人	10クラス
計			500人	25クラス

(始期・終期等)

第5条 本校の各コースは、4月(又は10月)に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から 9月30日まで
- (2) 第2学期 10月1日から 3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休業(7月25日から 8月31日まで)
- (5) 秋季休業(10月01日から 10月07日まで)
- (6) 冬季休業(12月25日から 1月05日まで)
- (7) 春季休業(3月20日から 4月05日まで)

※各季休業は、その年の曜日などの事情により変更する。

- 2 教育上必要であり、且つ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他、急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 本校の授業の終始時刻は、次のとおりとする。

第一部 8時30分～12時30分

- 第一時限 8時30分～ 9時15分
- 第二時限 9時15分～ 10時00分
- 第三時限 10時10分～ 10時55分
- 第四時限 10時55分～ 11時40分
- 第五時限 11時45分～ 12時30分

第二部 13時00分～17時00分

- 第一時限 13時00分～ 13時45分
- 第二時限 13時45分～ 14時30分
- 第三時限 14時40分～ 15時25分
- 第四時限 15時25分～ 16時10分
- 第五時限 16時15分～ 17時00分

ただし、第一部、第二部ともに、1週間の授業は次のように行う。週に2日は1日あたり4単位時間、週に3日は1日あたり5単位時間の授業を行う。したがって、1週間あたりの授業時間は合計23単位時間である。なお、1単位時間の授業は45分とする。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本校の各コース別の教育課程および授業時間数は、次のとおりとする。

ここにいう1単位時間は、45分とする。授業時間数は、学習者のレベルに応じて変更する場合がある。また、祝日等により、各授業の配分が下記と異なる場合がある。

(1) 進学2年コース

① 初級 18週 (414時間)

日本語教育の参照枠A2レベルを目指す。基礎的な日本語、日本での日常生活に必要な日本語力を習得し、生活場面でのコミュニケーション能力を身につける。「聞く」「話す」「読む」「書く」の技能をバランスよく学習し、漢字350字程度を習得する。また、日本社会を知る体験学習と、将来の進路を考えるキャリア学習を行う。

授業科目	到達目標	授業単 位時間 数
聞く・話す	身近な生活や社会的な場面において、相手の話を聞いて要点を理解し、趣味や経験、予定や希望などを簡単な表現で伝えることができる。また、依頼・提案・断りなどを含む自然なやりとりができる。	96
読む	日常生活や地域の問題に関する短い文章(手紙・メール・案内・説明文など)を読んで、要点や必要な情報を理解することができる。また、目的に応じて内容を整理し情報を選択して、日常生活に活かすことができる。	36
私のことば・ 私の声	日常生活や身近な社会的テーマについて、自分の行動・経験・意見を整理し、理由や背景を簡単に述べながら構成を意識して短い文章にまとめることができる。作成した文章をもとに、自分の考えを聞き手にわかりやすく発表することができる。	72
ことばと文	身近な出来事や行動について、簡単な理由や説明を含む文を理解し、使用することができる。また、予定や趣味、体験、比較などを、短い文や複文を用いて表現することができる。	108
漢字	生活に必要な基礎的な漢字約120字および日常生活や進学・就職の場面で使う漢字を新たに約140字の読み書きができる。約70字の漢字については、読めて意味が分かる、または見て意味が推測できる。	54
私の未来	身の回りの情報について、簡単な言葉で聞き、話すことができる。学校や生活に関する書類やパンフレットを読んで、必要な情報を理解することができる。自分の興味や将来の希望について、短い文を用いて話したり書いたりすることができる。将来を見据えて目標を立て、自律的に学習を進めることができる。	36
やってみよう	日常生活や地域の活動に関する情報を理解し、活用することができる。また、学校や地域での体験や調べたことについて、簡単な言葉で説明し、必要な情報を他者に伝えることができる。	12

② 初中級 18 週 (414 時間)

日本語教育の参照枠 B 1.1 レベルを目指す。身近な話題だけでなく、地域や社会に関する情報を理解し、必要な情報をやりとりし説明できる力を養う。まとまりのある会話や文章を通して要点を把握し、意見交換や発表に活かす。漢字は初級で学んだ字に加え 90 字程度を習得し、さらに 40 字程度を推測できるようにする。体験学習を通して地域や世界遺産などを調べ、情報を発信する力を育てる。

授業科目	到達目標	授業単 位時間 数
聞く・話す	日常生活や社会的な話題を聞いて内容や要点を把握し、自分の考えや経験をわかりやすく述べることができる。相手の意見を理解し、理由を添えて意見交換や相談などを行うことができる。	96
読む	身近な出来事や意見、理由や気持ちが書かれた文章を読んで、おおむね内容を理解することができる。また、公共施設やイベントなどの案内文や図表から、必要な情報を正確に読み取り、活用することができる。	36
私のことば・ 私の声	身近な経験や出来事、自国や日本の文化・生活について調べたり比較したりしながら、自分の考えや気持ちを具体的に説明し、他者に分かりやすく伝えることができる。	68
ことばと文	敬語や授受表現、説明・依頼、過去の経験や意見交換などを通して、自分の考えを的確に表現し、相手の意図や情報を理解するための言葉や文型を使うことができる。	92
漢字	初級までに習得した漢字に加え、日常生活に関わる地域やニュースのような社会的な場面で知っておくと便利な漢字約 90 字の読み書きができるようになる。さらに、約 40 字の漢字については、読めて意味が分かる、または読めなくても見て意味が推測できる。	54
私の未来	進学や面接に関する情報を聞いたり読んだりして、必要な内容を整理し、根拠をもって志望校や学科を決定することができる。自分の希望や経験、強みについて、理由や具体例を交えて話したり書いたりすることができる。授業や活動を振り返り、成果や課題を整理して、他者にわかりやすく伝えることができる。	36
やってみよう	日常生活や地域の活動に関する情報を理解し、活用することができる。また、学校や地域での体験や調べたことについて、簡単な言葉で説明し、必要な情報を他者に伝えることができる。	12
試験に合格 しよう	JLPT N4 の試験形式に慣れ、制限時間内に適切に解答できる。また、模擬試験の振り返りを通して弱点を分析し、学習計画を立てて自律的に学習できる。	20

③ 中級 18 週 (414 時間)

日本語教育の参照枠 B 1.2 レベルを目指す。日常生活を超えて、社会や文化に関わる幅広い話題について理解し、根拠を示しながら自分の意見を論理的に述べる力を養う。ニュースや講義など自然に近いスピードの情報を整理・要約し、文章や発表に活かす。漢字はさらに 220 字程度を習得し、30 字程度を推測できるようにする。体験やキャリア学習を通して将来を具体的に考え、自己 P R や志望理由を表現する力を伸ばす。

授業科目	到達目標	授業単位 時間数
聞く・話す	社会生活や地域の話題、行政・生活情報などを聞いて要点を整理し理解することができる。自分の希望や意見を明確に述べ、相手の意図を踏まえて相談・依頼・提案などを円滑に行うことができる。	96
読む	身近な物語や説明文、公共施設などの紹介を読んで、おおむね内容を理解することができる。また、文化・社会・科学に関する文章を通して背景を理解し、自国との比較や社会的課題について自分の考えをまとめることができる。	36
私のことば・ 私の声	社会的なテーマについて、自分の意見を理由や根拠を添えて論理的な文章にまとめ、その構成を基にわかりやすく発表することができる。	70
ことばと文	社会や文化的背景の異なる人々との交流や、身近な社会問題・時事的な話題に触れながら、状況に応じて適切に意見を述べ、情報を理解・活用するためのことばや表現を使うことができる。	90
漢字	初中級までに習得した漢字に加え、公共的、社会的な場面で使われる語彙の漢字約 220 字の漢字の読み書きができる。さらに、約 30 時の漢字については、読めて意味が分かる、または読めなくても見て意味が推測できる。	54
私の未来	進路や目標を明確にし、情報収集や課題分析を通して進学・就職の計画を立てることができる。実践的な練習で、意志や動機を論理的に伝えることができる。進学後に必要な計算力や情報理解力、実務的な日本語力を高めることができる。	36
やってみよう	地域の人々との交流や体験を通して、日本と自国の学生生活や文化の違いを理解し、自分の将来について考えることができる。話を聞いて要点をとらえ、自分の意見や感想を口頭や文章で分かりやすく伝えることができる。	12
試験に合格 しよう	JLPT N3 の形式に慣れ、効率的に解答することができる。読解、聴解で正答に導く方法を習得し、高得点を目指すことができる。模擬試験を活用して弱点を分析し、自律的に学習できる。	20

④ 中上級 18 週(414 時間)

日本語教育の参照枠 B2 レベルを目指す。社会的・抽象的なテーマや学術的な文書を正確に理解し、批判的に考察し、根拠とともに自分の意見を発表できる力を養う。議論や質疑応答を通して対話力を伸ばし、論理的に構成されたレポートや発表ができる。漢字はさらに 560 字程度を習得し、行政文書や広報誌などを読み取って必要な情報を活用できる。地域活動や世界遺産訪問などを通して社会の一員としての役割を考え、平和や文化を伝える力を身につける。

授業科目	到達目標	授業単位 時間数
読む	大学や専門学校で用いられる専門的な資料や論文などを読んで内容を理解し、必要な情報を整理して活用することができる。 また、抽象的・評論的な文章や社会的なテーマを扱う文章を読み、要点を整理して筆者の意見を理解し、自分の考えをまとめることができる。	36
ことばと文	学術的な文書や社会的テーマの文章を正確に理解できる。文構造や論理を踏まえて文章を構成できる。場面や目的に応じて、適切な語彙・表現・文法を使って自分の考えを的確に伝えることができる。	86
漢字	中級までに学習した漢字に加え、専門学校や大学で必要となる 560 字程度の漢字を読んで意味を理解したり、形から意味を推測したりできる。また、行政文書や地域の広報誌、掲示物などに使われている漢字を理解し、必要な情報を適切に把握・活用できる。	54
社会を考える ・伝える	社会的トピックを読み、聞き、考え、調べ、話し、書くことを通して、自己表現力、批判的思考力、論理的構成力、対話力を養うことができる。さらに、発表・討論・アンケート、ニュースの視聴と意見交換、自国との比較や文化分析などを通して、社会的テーマへの理解を深め、応用力を身につけることができる。	170
社会とつながる 私たち	日本や世界の社会問題について調査し、情報を分析して理解を深め、地域や社会における自らの役割を考えることができる。 また、社会的なテーマについて他者と意見を共有、議論し、自分の考えを論理的に表現、発信しながら、社会の一員として主体的に行動できる。	36
やってみよう	自国と日本の文化や社会の違いを理解し、地域の行事や活動に参加して社会の一員としての役割を考えることができる。 世界遺産への訪問を通して歴史や平和について考え、自分の意見や感想を発信することができる。	12
試験に合格 しよう	JLPT N2 の形式に慣れ、文章量や語彙レベルの高い問題に対応できる。解答スピードと正答率を高め、合格基準を上回る実力をつけることができる。模擬試験を通して弱点を分析し、自律的に学習を進めることができる。	20

(2) 進学1年6か月コース

① 初級 6週 (138時間)

日本語教育の参照枠 A 2 レベルを目指す。基礎的な日本語、日本での日常生活に必要な日本語力を習得し、生活場面でのコミュニケーション能力を身に着ける。「聞く」「話す」(やりとり・発表)「読む」「書く」の技能をバランスよく学習し、且つ漢字300字程度を学習する。また、日本社会を知るための体験学習を行う。さらに、将来の進路を明確にするためにキャリア学習を行う。

授業科目	到達目標	授業単 位時間 数
聞く・話す	日常生活や身近な社会的な場面において、ゆっくり話された会話や説明を聞いて内容を理解し、必要な情報をやり取りすることができる。また、趣味や経験、予定や希望などについて、簡単な語彙と文を用いて自分の考えを伝え、相手の発言に応じて自然にやり取りを続けることができる。	32
読む	身近な話題や地域の情報について書かれた手紙やメール、案内文、説明文などを読んで、要点や必要な情報を理解することができる。また、行動の順序やルール、注意事項などを簡単な文から読み取ることができる。	12
私のことば・ 私の声	身近な生活や自分の経験・考えについて、簡単な文を使って少し詳しく書いたり話したりすることができる。また、身近な話題や社会的なテーマについて、自分の意見や気持ちを簡単な理由を添えて発表することができる。	24
ことばと文	日常生活や自分の気持ち・希望についてのやりとりや、アルバイト、買い物、旅行、道案内、将来の目標など、身近な場面で自分の考えや状況を伝えるために必要な言葉や表現、文を理解し使うことができる。	36
漢字	日常生活に必要な基礎的な漢字120字程度に加え、新たに日常生活や進学・就職の場面で使う漢字約140字の読み書きができる。約70字の漢字については、読めて意味が分かる、または見て意味が推測できる。	18
私の未来	基本的な情報を正しく読み書きし、丁寧に文字や数字を書くことができる。日常の場面で必要な語彙や表現を使って、簡単な会話ができる。協働学習を通して課題に取り組み、話し合いや助け合いができる。将来を見据えて目標を立て、自律的に学習を進めることができる。	12
やってみよう	日常生活や地域での体験を通して、日本のルールや文化に関する情報を理解し、簡単な語句で説明することができる。書道体験で書いた漢字の意味を話し、感想を文章にまとめることができる。	4

② 初中級 18 週 (414 時間)

日本語教育の参照枠 B 1.1 レベルを目指す。身近な話題だけでなく、地域や社会に関する情報を理解し、必要な情報をやりとりし説明できる力を養う。まとまりのある会話や文章を通して要点を把握し、意見交換や発表に活かす。漢字は初級で学んだ字に加え 90 字程度を習得し、さらに 40 字程度を推測できるようにする。体験学習を通して地域や世界遺産などを調べ、情報を発信する力を育てる。

授業科目	到達目標	授業単 位時間 数
聞く・話す	日常生活や社会的な話題を聞いて内容や要点を把握し、自分の考えや経験をわかりやすく述べることができる。 相手の意見を理解し、理由を添えて意見交換や相談などを行うことができる。	96
読む	身近な出来事や意見、理由や気持ちが書かれた文章を読んで、おおむね内容を理解することができる。 また、公共施設やイベントなどの案内文や図表から、必要な情報を正確に読み取り、活用することができる。	36
私のことば・ 私の声	身近な経験や出来事、自国や日本の文化・生活について調べたり比較したりしながら、自分の考えや気持ちを具体的に説明し、他者に分かりやすく伝えることができる。	68
ことばと文	敬語や授受表現、説明・依頼、過去の経験や意見交換などを通して、自分の考えを的確に表現し、相手の意図や情報を理解するための言葉や文型を使うことができる。	92
漢字	初級までに習得した漢字に加え、日常生活に関わる地域やニュースのような社会的な場面で知っておくと便利な漢字約 90 字の読み書きができる。さらに、約 40 字の漢字については、読めて意味が分かる、または読めなくても見て意味が推測できる。	54
私の未来	進学や面接に関する情報を聞いたり読んだりして、必要な内容を整理し、根拠をもって志望校や学科を決定することができる。自分の希望や経験、強みについて、理由や具体例を交えて話したり書いたりすることができる。授業や活動を振り返り、成果や課題を整理して、他者にわかりやすく伝えることができる。	36
やってみよう	日常生活や地域の活動に関する情報を理解し、活用することができる。また、学校や地域での体験や調べたことについて、簡単な言葉で説明し、必要な情報を他者に伝えることができる。	12
試験に合格 しよう	JLPT N4 の試験形式に慣れ、制限時間内に適切に解答できる。 また、模擬試験の振り返りを通して弱点を分析し、学習計画を立てて自律的に学習できる。	20

③中級 18 週 (414 時間)

日本語教育の参照枠 B 1.2 レベルを目指す。日常生活を超えて、社会や文化に関わる幅広い話題について理解し、根拠を示しながら自分の意見を論理的に述べる力を養う。ニュースや講義など自然に近いスピードの情報を整理・要約し、文章や発表に活かす。漢字はさらに 220 字程度を習得し、30 字程度を推測できるようにする。体験やキャリア学習を通して将来を具体的に考え、自己 P R や志望理由を表現する力を伸ばす。

授業科目	到達目標	授業単位 時間数
聞く・話す	社会生活や地域の話、行政・生活情報などを聞いて要点を理解することができる。また、自分の希望や意見を明確に述べ、相手の意図を踏まえて相談・依頼・提案などを円滑に行うことができる。	96
読む	身近な物語や説明文、公共施設などの紹介を読んで、おおむね内容を理解することができる。また、文化・社会・科学に関する文章を通して背景を理解し、自国との比較や社会的課題について自分の考えをまとめることができる。	36
私のことば・ 私の声	社会的なテーマについて、自分の意見を理由や根拠を添えて論理的な文章にまとめ、その構成を基にわかりやすく発表することができる。	70
ことばと文	社会や文化的背景の異なる人々との交流や、身近な社会問題・時事的な話題に触れながら、状況に応じて適切に意見を述べ、情報を理解・活用するためのことばや表現を使うことができる。	90
漢字	初中級までに習得した漢字に加え、公共・社会的な場面で使われる語彙の漢字約 220 字の漢字の読み書きができるようになる。さらに、約 30 字の漢字については、読めて意味が分かる、または読めなくても見て意味が推測できる。	54
私の未来	進路や目標を明確にし、情報収集や課題分析を通して進学・就職の計画を立てることができる。実践的な練習で、意志や動機を論理的に伝えることができる。進学後に必要な計算力や情報理解力、実務的な日本語力を高めることができる。	36
やってみよう	地域の人々との交流や体験を通して、日本と自国の学生生活や文化の違いを理解し、自分の将来について考えることができる。話を聞いて要点をとらえ、自分の意見や感想を口頭や文章で分かりやすく伝えることができる。	12
試験に合格 しよう	JLPT N3 の形式に慣れ、効率的に解答することができる。読解、聴解で正答に導く方法を習得し、高得点を目指すことができる。模擬試験を活用して弱点を分析し、自律的に学習できる。	20

④中上級 12 週 (276 時間)

日本語教育の参照枠 B2 レベルを目指す。中級で培った力をもとに、社会的・抽象的な話題への理解を深め、意見や情報を整理・発信する力を養う。進学や就職に向けた実践的な活動を通して、表現力と対話力を高め、B2 レベルの基盤を築く。また、高等教育機関で学ぶ上で必要となる漢字の理解を深め、行政文書や広報誌などから必要な情報を的確に読み取り、活用できる力を身につける。地域活動や世界遺産訪問などを通して社会の一員としての役割を考え、平和や文化を伝える力を身につける。

授業科目	到達目標	授業単位 時間数
読む	大学や専門学校で用いられる専門的な資料や論文を正確に読み取り、内容を的確に把握し、必要な情報を整理・活用することができる。また、日本での生活や地域社会に関する文章や行政文書を読み解き、日常生活に活かすことができる。 さらに、社会的なテーマや地域に関する文章の要点を整理し、自分の考えをもってまとめることができる。	48
ことばと文	高等教育機関で求められる文書や社会的なテーマを理解するための語彙や文法を身につけることができる。社会の出来事や課題について考え、自分の意見を論理的に整理し、適切な表現で伝えることができる。その力を活用して、論理的に構成されたレポートや発表原稿を作成することができる。	72
漢字	中級までに学習した漢字及び高等教育機関で必要とされるものを含め約 1000 字の漢字のうち、使用頻度の高い漢字を中心に読み書きができる。また、授業や資料の内容を理解し、文脈に応じて適切な漢字を用いた表現ができる。	36
社会を考える ・伝える	社会的・抽象的なテーマについての文章を読み、講義やニュースを聞き取り、要点や論拠を把握したうえで、自分の意見を整理して述べるができる。プレゼンテーションや討論、アンケート、文化や社会の違いについての意見交換などを通して、自己表現力や批判的思考力、対話力を養い、学んだことを応用につなげることができる。	88
社会とつながる 私たち	ニュースや地域の話、資料・統計を通して情報を理解・分析することができる。社会や地域の課題について意見交換を行い、自分の考えを論理的に伝えることができる。調査結果を整理して発表したり、多様な視点を理解し、社会の一員として主体的に行動することができる。	24
やってみよう	地域のイベントや行事に参加し、社会の一員として自分にできることを考えることができる。世界遺産を訪れ、歴史や平和について理解を深め、自分の意見をもつことができる。地域の人と交流し、文化や考えを伝え合って相互理解を深めることができる。学んだことをもとに、自分の考えを文章や SNS で発信することができる。	8

(学習の評価・進級)

第9条 学習の評価は、試験成績、口頭および記述による運用力、出席状況、学習態度、課題の提出状況等を総合的に判断して決定する。成績区分は、S、A、B、C、D、E の 6 段階評価とする。評価は D 以上を合格とし、E 評価の者について、進級の可否を、校長、クラス担任で構成される認定会議にて検討、決定するものとする。

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員 25 名以上(うち専任教員を 13 名以上とする。専任教員には主任教員、校長含む)
 - (4) 生活指導担当者 4 名以上(うち専任 2 名程度とし、兼任を妨げない。)
 - (5) 事務職員 4 名以上(うち専任を 3 名以上とする)
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、編入、休学、退学、卒業、修了及び賞罰

(入学資格)

第11条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12 年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が 18 歳以上の者
- (3) 日本語能力について、進学 2 年コースは日本語教育参照枠 A1 レベル以上、進学 1 年 6 か月コースは日本語教育参照枠 A2 レベル以上を有している者
- (4) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (5) (1)～(4)の条件を満たし、特別な事由がある場合は他校からの転入を認める場合がある。その際は在籍していた学校の出席、成績証明書の提出及び本人との面談を経て、転入の可否を校長が決定する。
- (6) 上記(1)(2)の条件を満たさないが、本校で勉学する然るべき理由があり、校長が当該入学希望者との面談により、同等の力があると判断し場合には、入学を許可することがある。

(入学時期)

第12条 本校への入学は、年 2 回とし、その時期は 4 月及び 10 月とする。

(入学手続)

第13条 本校への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第 21 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第 21 条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(編入)

第 14 条 編入については次のとおりとする。

- (1) 入学試験、学期ごとに行う学力試験等の結果により編入が必要と講師会等で認められ、当該生徒も希望した場合は、本校が設置する他のコースに編入することができる。
- (2) 当該生徒の編入は、校長が適当であると認めた場合に許可される。

(休学・復学)

第 15 条 生徒が、やむを得ない事由により一定期間、授業への出席が困難な場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、医師による診断書など、その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。許可された休学期間については、出席の対象にしないものとする。

2 休学は、以下のいずれかに該当する場合に限り、申請を認める。

- (1) 傷病により入院が必要な場合
- (2) 感染症法上の五類以上の感染症に罹患した場合
- (3) 三親等以内の親族の看病、葬儀などやむを得ない事由で本国への一時帰国が必要な場合

3 休学は、原則として最大 6 か月までとし、同一学年内(年度内)に限って認める。

4 傷病等で移動できないなど特別な事由を除いて、休学期間は帰国するものとする。

5 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の承認を得て復学することができる。

(停学・復学)

第 16 条 生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、校長は停学を命ずることがある。

- (1) 学則その他校内規則に著しく違反したとき。
- (2) 正当な理由なく授業料の納付を怠ったとき。
- (3) 学校の秩序を乱し、又は他の生徒の学習を著しく妨げる行為を行ったとき。
- (4) 暴力、脅迫、盗難その他の不正行為を行ったとき。

2 停学期間は、原則として一週間以内とし、校長が定める。

3 停学を命ずるにあたっては、あらかじめ生徒に弁明の機会を与えるものとする。

4 停学を命じたときは、その理由及び期間を記載した書面をもって、本人及び保証人に通知する。

5 停学期間は出席日数に含めない。

6 停学期間が満了した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の承認を得て復学することができる。

(退学・転学)

第 17 条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を得なければならない。

2 転学を希望する者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。特別な事由がある場合は、校長が許可を与え、転学希望先とよく相談の上、適切な時期を選び、諸手続きを行うものとする。

(卒業および修了の定義と認定)

第 18 条 本校における「卒業」および「修了」について、次のように定める。

2 本校における「卒業」とは、2 年コースまたは 1 年 6 か月コースの全課程を修め、各学期に

において出席率および成績の基準を満たし、教育課程を履修し終え、授業料を完納していることをいう。

- 3 本校における「修了」とは、前期(6 か月)または後期(6 か月)のいずれか、またはその両方に在籍し、学則で定める出席率および成績の基準を満たし、授業料を完納していることをいう。
- 4 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、次の項目すべてを満たした者に卒業を認定する。
 - (1)1年6か月および2年のコースを修了し、コース満了の3月まで在籍していること。
 - (2)出席率が80%以上であること。
 - (3)最終在籍クラスにおける総合成績評価がD以上であること。
 - (4)授業料等を完納していること。
- 5 校長は、進学等やむを得ない事情でコース修了年限以前に学業を中止する生徒に対し、当該生徒が半年以上在籍し、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、前項(2)～(4)を満たしていれば、当該学期の修了を認定する。
- 6 以下の理由でやむを得ず欠席した場合、校長が認めた時間、日数については欠席に該当しないこととする。
 - (1)感染症に罹患し、医師の診断により出席停止を必要とされた日数。
 - (2)災害等により通学が著しく困難であると認められる日数。
 - (3)親族の冠婚葬祭に出席する場合の該当日と移動にかかる日数(但し最長で1週間)
 - (4)生徒が当校の代表として、校長が認める行事・集会等に参加する時間。
 - (5)本人の責めに帰すべき事由によらずに日本への入国が遅れた場合の日数。
 - (6)その他、講師会に諮った上で、校長が認めた理由に要する日数。
- 7 遅刻・早退については以下を出席率に反映する。
 - (1)1授業(45分)のうち、遅刻・早退は15分以内とし、3回の遅刻・早退で1回欠席とする。
 - (2)1授業(45分)のうち、15分を超えて出席が認められなかった場合、欠席とする。

(褒賞)

第19条 校長は、成績優秀且つ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第20条 生徒が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。また、処分後にその事実を校内に掲示する。
- 3 前項の退学は、次の各号の一つに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2)学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3)正当な理由なく出席が常でない者
 - (4)学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第21条 本校の生徒納付金は、次のとおりとする。

課程名 項目	進学2年コース			進学1年6か月コース		
	1年目	2年目	計	1年目	2年目	計
入学検定料	22,000	－	22,000	22,000	－	22,000
入学金	77,000	－	77,000	77,000	－	77,000
授業料	610,500	610,500	1,221,000	610,500	305,250	915,750
施設費	35,500	35,500	71,000	35,500	17,750	53,250
教材費	25,000	25,000	50,000	25,000	12,500	37,500
課外活動費	8,800	8,800	17,600	8,800	4,400	13,200
保険料	10,000	10,000	20,000	10,000	5,800	15,800
健康管理費	6,600	6,600	13,200	6,600	－	6,600
その他 (送迎費用)	3,000	－	3,000	3,000	－	3,000
計	798,400	696,400	1,494,800	798,400	345,700	1,144,100

※税込（単位：円）

(納入)

第22条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

(滞納)

第23条 生徒が、正当な理由なく、且つ、所定の手続を行わずに、授業料を1日以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(納付金の返還)

第24条 納付金納入後に、生徒が入学を辞退した場合、または退学等の事由が生じた場合には、別に定める納付金返還規定の基準に基づき、納付済みの金額の一部または全部を返還する。なお、「納付金」とは、入学検定料、入学金、授業料、施設費等、本校が指定するすべての納付金を指すものとする。

第6章 雑 則

(自己点検・自己評価)

第25条 本校の教育水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するように努める。

- 1 点検及び評価を行うに当たっては、同趣旨に即し、適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。
- 2 点検及び評価の結果については、本校の教職員以外の者による検証を行うように努め、ホームページへの掲載など、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(健康診断)

第26条 健康診断は、年1回実施するものとする。

- 2 4月生にあつては5月に、10月生にあつては11月に実施するものとする。

(寄宿舎)

第27条 生徒寮に関する事項は、校長が別に定める。

(細則)

第28条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、第7条、第8条(1)、(2)を改訂、第14条(1)、(2)を付け加え、以下条数を繰り下げ、さらに、第17条(旧16条)および、第23条(旧22条)3. を改訂して令和元年10月1日から施行する。
- 3 この学則は、第7条、第8条(1)、(2)を改訂、第11条(5)、第17条2を加えて令和3年4月1日から施行する。
- 4 この学則は、第4条、第17条(2)を改訂、令和3年10月1日から施行する。
- 5 この学則は、第7条を改訂、令和4年4月1日から施行する。
- 6 この学則は、第4条を改訂、令和4年10月1日から施行する。
- 7 この学則は、第4条、第10条(3)を改訂、令和5年1月30日から施行する。
- 8 この学則は、第8条、第15条、第17条を改訂、令和6年4月1日から施行する。
- 9 この学則は、第1条、第4条、第8条(1)(2)、第10条(3)、第20条、第25条を改訂、令和7年10月1日から施行する。
- 10 この学則は、第8条、15条、22条、24条、26条を改訂、第16条を付け加え、以下条数を繰り下げる。令和8年10月から施行する。